明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務**五五）　二

○米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**四九）　二

○環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**環境**二七）　四

〔規　則〕

○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**六）

○原子力規制庁組織規則（**原子力規制委**一）

○原子力規制委員会設置法施行規則（**同**二）

○原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（**同**三）

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三九一）

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**三一二）　五

○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三一三）　六

○集成材の格付の様式及び表示の方法の一部を改正する件（**農林水産**二一八八）

○集成材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（**同**二一八九）

○集成材についての検査方法の一部を改正する件（**同**二一九〇）

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**国土交通**一〇三二）　七

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（**原子力規制委**一）

○核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（**同**二）

○原子力規制委員会に係る行政文書ファイル管理簿を閲覧する事務所の場所を定める件（**同**三）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二〇七、二〇八）

○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**二〇九）

○道路に関する件（**中部地方整備局**一六三、一六四）　九

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**北海道開発局**九五）

〔国会事項〕　九

内閣　消費者庁　農林水産省　林野庁
水産庁　海上保安庁　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一三

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三

最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示一、徳島同一）

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局）　一三

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所

失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一四

特殊法人等

平成二十三年度国土交通省共済組合の決算関係　一三〇

会社その他　一三二